

原 著

# 小中一貫教育の設置形態・運営及び 教育課程に関する一考察 —創設期における義務教育学校の教育課程等に着目して—

田中真秀\*1 佐久間邦友\*2

## 要 約

本論文では、学校教育制度の多様化及び弾力的な運用ができるようにするための制度改変である義務教育学校を取り上げて、小中一貫教育のカリキュラムと2016（平成28）年度から設置された義務教育学校のカリキュラムを比較した。今回の検討では、義務教育学校が設置された時点での義務教育学校9年間を見通した新たなカリキュラム編成について焦点を当てた。その結果、義務教育学校として法整備されたことにより、教育課程としては弾力的に運用できるようになった。義務教育学校のカリキュラムは、小中一貫教育のカリキュラムよりも一貫・統一されているのではなく、明確に小中一貫教育と義務教育学校でカリキュラム編成が異なる訳ではなかった。しかし、義務教育学校は1つの教員組織体制を構築しているため、教員が児童・生徒の指導方法に感じるギャップ解消できると予測した。義務教育学校のカリキュラムは、大規模自治体では独自のカリキュラム（学習指導要領に準拠）を作成することで、6・3制の枠組みを超えた柔軟な対応をとっていた。義務教育学校導入による今後の義務教育段階でのカリキュラム構成に伴うカリキュラムマネジメントについて、「地域」という視点から見ると、小学校・中学校ともに「地域」の学校であり、コミュニティスクールの導入や学校評価の中でも関係者評価の視点、中学校区を前提とした「共同実施」など、地元の小中が一緒になって活動・教育現場に携わる機会は今後より増えていくであろう。

### 1. 研究の背景と目的

2016（平成28）年4月から、学校教育法第1条の改正により、新たな学校種として義務教育学校が設置された。これまでの義務教育段階の枠組みであった小学校と中学校という6・3制のくくりを超えて、学校教育制度の多様化及び弾力的な運用ができるようにするための制度改変であった。

これまで、日本の学校体制である6・3・3・4制の枠組みに対して議論がなされてきた。昨今、「中1ギャップ」といった中学校1年生時に小学生時代との学校文化のギャップを感じ、新しい環境での学習や生活に適応できないことにより不登校の原因となるという問題も指摘されている。中1ギャップの解消には、小学校と中学校の垣根を少しでも減らす

必要があることはこれまでも論じられてきた。中1ギャップの原因としては、小学校から中学校に進学する際の接続が円滑になっていないことが挙げられている。具体的には、小学校では学級担任制、中学校では教科担任制であることによる指導形態の違いによる生徒の戸惑い、学習上の問題・課題が小学校と中学校で教員間において十分に共有されていないことが例として指摘される。こうした中1ギャップを克服するために、学校や市区町村においては小中一貫教育や小中連携教育が進められてきた。一方で、小中連携・小中一貫教育については、中1ギャップ等の課題を解消するために必要性が認識されていたが、これまでは制度的に保証されたものではなかった。市区町村や都道府県の義務教育に対する意識の

\*1 川崎医療福祉大学 医療技術学部 健康体育学科

\*2 郡山女子大学 家政学部 人間生活学科

（連絡先）田中真秀 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

E-mail : mahotanaka@mw.kawasaki-m.ac.jp

差によって取組み度合が異なる現状であり、小中一貫教育・小中連携教育を自治体全体で取り組んでいる自治体と自治体の一部において特区として取り組んでいる場合、全く小中一貫教育を行っていない場合がある。

しかし、今回の法改正に伴う義務教育学校の設置は、これまでの小中一貫教育が制度化され、保障されたことを意味している。義務教育学校の目的は、「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと」である。小学校・中学校のくくりを超えて、一貫した教育を行うことで、質の高い義務教育を保障しているとも言えよう。

そこで、本論文では、義務教育学校の設置によって、これまでの小中一貫教育・小中連携教育よりもカリキュラム上において「一貫への意識」が高まったのか、今後、小中一貫教育に対して、どのような示唆が与えられるのかについて考察することを目的とする。

## 2. 研究方法

### 2.1 調査対象と研究方法

本論文では、HP等で公表されている義務教育学校の教育課程(カリキュラム)と小中一貫教育を施している小学校・中学校の教育課程(カリキュラム)、また義務教育学校を設置している市区町村の小中一貫教育の資料を対象とする。義務教育学校の教育課程とこれまで実施されてきた小中一貫教育(小中連携型と小中一貫型に分類できる)の教育課程をカリキュラム構成の観点から比較し、今後の小中一貫教育の教育課程について概観する。義務教育学校については、施設分離型の義務教育学校と施設一体型の義務教育学校ではどのような課題が生じているのか。また、小中一貫教育を実施してきた小学校と中学校と比較して、カリキュラムの構成の「一貫性の度合い」について検討する。

### 2.2 リサーチクエスション

そこで、本論文では2点のリサーチクエスションから検討を行う。1点目は、義務教育学校のカリキュラムは、小中一貫教育のカリキュラムよりもカリキュラムマネジメントの視点において一貫・統一されているのではないのか。2点目としては、義務教育学校のカリキュラムを構成する際に、現状の小学校・中学校の学習指導要領を準拠することによって、義務教育学校独自のカリキュラム構成が難しくなっているのではないのか。

以上の2点を明らかにすることで、義務教育学校導入による今後の義務教育段階でのカリキュラム構

成への展望を明らかにする。

## 3. これまでの法的整備と導入過程

小中一貫教育は、2000(平成12)年に広島県呉市で文部科学省研究開発校として始めたことをきっかけとしている。小中一貫教育の取組みとしては、中央教育審議会(2005(平成17))「義務教育に係る諸制度の在り方について(初等中等教育分化会の審議のまとめ)」において検討する必要が明記されている<sup>1)</sup>。

そもそも、小中一貫教育は、2000(平成12)年の教育改革国民会議での最終報告「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」<sup>2)</sup>において、今後の教育改革の基本的な方向が議論されてきたことを受け、学校種間の連携・接続の仕組みとして国の答申等で取り上げられてきた。2003(平成15)年の中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」<sup>3)</sup>では、小学校6年間の課程の分割や、幼小・小中・中高などの各学校種間の多様な連結の可能性といった義務教育制度の弾力化に関する意見が、社会・保護者の意識変化に対応するものとして示された。2005(平成17)年の中央教育審議会答申「新しい義務教育を創造する」<sup>4)</sup>では、義務教育に関する意識調査をもとに、小学校4~5年生の発達上の段差という観点から、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みを検討することの必要性が示された。2008(平成20)年の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」<sup>5)</sup>でも、2005(平成17)年の答申を受けて、引き続き審議している。さらに、2008(平成20)年の中央教育審議会答申「教育振興基本計画について—『教育立国』の実現に向けて—」<sup>6)</sup>では、今後5年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策のうち、「確かな学力」を確立するための総合的な学力向上策の1つとして、小中一貫教育を検討する旨が示された。

小中一貫教育は、国の答申において、変化する社会や保護者の意識への対応から、子どもの発達上の段差への対応、さらには学力向上策と、目的を変化しながら議論されてきた。<sup>7,8)</sup>しかし、中高一貫教育が、1998(平成10)年に中等教育学校・中高一貫教育として法制上規定されてきた経緯と異なり、小中一貫教育は、法制化に至っていなかった。

小中一貫教育の取組みは、①研究開発学校、②構造改革特別区域研究開発学校設置事業における取組み(2008(平成20)年度より、学校教育法施行規則第55条の2に基づく文部科学大臣の指定による

地域の特色等を生かした特別の教育課程を編成する学校に移行)、③制度上の特例を活用しない取組みの3つに分類される。また、施設の形態として、①施設一体型(施設が一体となっている場合)、②施設隣接型、③施設分離型(施設が離れている場合)の3類型である。

小中一貫教育全国連絡協議会<sup>†1)</sup>によれば、2015(平成27)年10月の時点で、小中一貫教育を実施しているのは204自治体(有効回答数1,124自治体)、その内、自治体内の全ての学校で小中一貫教育を実施しているのが146自治体である。また、施設一体型小中一貫校を設置しているのは66自治体で、設置予定の自治体は29自治体であった。小中一貫教育を実施するにあたって、すべての教科においてカリキュラムを独自に作成しているのは21自治体、一部の教科においてカリキュラムを独自に作成しているのは54自治体、129の自治体は学習指導要領のまま実施していた。加えて、義務教育学校を設置する予定自治体は2016(平成28)年度導入予定が11自治体、2017(平成29)年度以降に導入予定自治体は45自治体であった。小中一貫教育に関しては、このような実践の拡大、及び多様な形態での実践が数多く存在する一方で国レベルの明確な定義が存在しないことが課題である<sup>†2)</sup>。

文部科学省は、「小中連携」を小・中学校が情報交換・交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育、「小中一貫教育」を小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う体系的な教育と示している。その一方で、小学校・中学校の教員が互いの教育課程を十分理解していないことを課題とし、系統性をもった教育課程編成が必要となる。しかし、義務教育学校の設置によって、これまでの国家レベルで明確な定義がなかった時代から、小中一貫教育が更なる発展をすることが期待される。

さて、学制改革の論議は、2004(平成16)年当時の河村建夫文部科学大臣が政府の教育再生会議の「義務教育改革案」を受けて、「6・3制」の見直しを提唱したことに続き、安倍首相(第一次安倍政権時代)が参議院教育基本法特別委員会で、現行の「6・3・3・4制」に言及、「構造改革特区の試みや小・中一貫教育などの様々な取り組みが行われている。この分析・検証しながら検討していきたい」と述べたが、民主党に政権交代したことにより、改革に関する論議は留まった。

6・3・3・4制の議論の中で、十分な力を身につけずに中学校や高校に進学することは、不登校や中途

退学の要因になることが指摘されており、当時の平野博文文部科学大臣は、公立の中高一貫校を大いに柔軟にやっけて良いという立場であった。そして、義務教育学校の設置によってこれまで課題であった小学校・中学校の教員間の意識のギャップや児童・生徒の進学による戸惑いが減少されることが期待されている。

一方で、小中一貫教育については、中1ギャップや柔軟なカリキュラム編成といった教育的視点のみで行われてきた訳ではないことを付記しておく。例えば、「学校規模適正化」の視点で、少子化による児童生徒数の激減により、学校教育内容を充実・施設運営の効率化を図る視点から、小学校の統廃合問題を重ねて、「新しい教育」が可能となるという触れ込みで小中一貫教育にシフトしていった例もある。つまり、学校統廃合で「地域の学校がなくなる」ことには地元住民は反対の姿勢を示すが、「小中一貫教育といった新たな教育を行うことにより、次世代に見合った教育が可能な学校づくり」として学校を1つにすることは、理解を示すという事である。学校再編として、21世紀の時代に合う教育、ICTの活用等によって学校統廃合の意味を変化させてしまうこともあった。

## 4. 考察結果

### 4.1 義務教育学校設置形態

義務教育学校は、地域の実情や児童生徒の実態などを踏まえ、既存の小学校・中学校に加えて、新たな選択肢として創設された。設置にあたっては、設置者の主体的な判断で学校設置条例を改正し、義務教育学校として小中一貫教育が実施可能となる。そして、小中一貫教育の軸となる独自教科の設定やカリキュラム上、指導内容を入れ替えるなど、これまで教育課程特例校制度の対象となっていたことが、設置者の判断で一定の範囲内で実施可能になったのである。

例えば、9年間の教育課程においてカリキュラム編成上の工夫や指導上の重点を設けるための便宜的な区切りとして、「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な設定が可能になったことが取り上げられるが、「教育内容ではなくカリキュラム編成や指導上の重点を設けるなどの教育方法の工夫が際立つ教育ができる学校」が目指されている。また、同一敷地に一体的に設置する場合(施設一体型)だけではなく、隣接する敷地に分割して設置する場合(施設隣接型)や隣接していない異なる敷地に分割して設置する場合(施設分離型)も義務教育学校として認められる。また施設一体型の義務教育学校だけが、小中一貫教

表1 地域別の義務教育学校

	国立学校	公立学校
北海道・東北地方		5
関東地方		15
中部地方	1	6
近畿地方	1	6
中国・四国地方		4
九州地方		10

育を行うわけではない。そのため、小中一貫教育は3つの類型に分けることができ、義務教育学校以外の、学校の設置者が同一である「中学校併設型小学校および小学校併設型中学校」、設置者が異なる「中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校」という形態がある。

#### 4.2 義務教育学校の運営と教育課程の展開

2017（平成29）年度時点で、義務教育学校は48校（24自治体）に設置されている。2016（平成28）年度、改正学校教育法が施行によって制度化当初は22校であり、1年間で約2倍になったことがわかる。48校のうち、市区町村立が46校、国立が2校となる。地域別に分類したものが表1である。

例えば、関東地方では、品川区が2006（平成18）年度より小中一貫教育をこれまでも積極的に進めてきており、6校の義務教育学校を設置している<sup>11,12)</sup>。その特徴は、区独自で、「品川区小中一貫教育要領」を定め、「国語科教材」、「英語科教材」および「市民科教科書」を作成している。ちなみに「市民科」とは、区が独自に設置した科目であり、区の説明では、「これまで別々に行なってきた『道徳』、『特別活動』、『総合的な学習の時間』の本来のねらいや内容を関連づけ、『人間形成』を目的に単元として再構成」、「これからの社会で生きていく中で役立つ、正しい認知と具体的な行動を身に付けさせる特別教科」と説明している。

関西地方では、京都府にある京都教育大学附属京都小中学校も2002（平成14）年より小中一貫を意識した教育を進めていた<sup>13)</sup>。九州地方では、佐賀県の多久市は2013（平成25）年から市内すべての小中学校で小中一貫教育へ移行していた<sup>14)</sup>。多久市では、法制度の整備によって、市の取組みを説明できるようになり、これまでの国・県に届け出た学校名と新設した名称が混在、小中学校の9年間の計画の書類を

小学校・中学校と分けて作成する必要がなくなったことをメリットとして挙げている。義務教育学校の設置により、今まで以上に柔軟なカリキュラム編成が可能となり、「多久学」といった独自科目の開講も目指している。多久市の場合、教育課程に関するメリットに加え、学校運営に関わる事務に関しても一定のメリットがあったことが見受けられる。

東北地方では、岩手県大槌町立大槌学園<sup>15)</sup>と、山形県新庄市立萩野学園<sup>16)</sup>の2校があり、2019（平成30）年度には、福島県郡山市に西田学園として義務教育学校が設置される見込みである<sup>17)</sup>。例えば、新庄市立萩野学園では2005（平成17）年より「いのち輝く新庄もみの木プラン21」を策定し、各中学校区で小中一貫教育を進めている。地域に根ざした小中一貫教育を行うことにより（地域の人や自然や文化に学ぶ「ふるさと学習」）、異学年や異年齢の交流により児童・生徒の自尊感情や自己有用感が向上している。

義務教育学校の特徴としては、1つの学校として1人の校長が教職員組織を1つとして捉えることにある。これまでの小中一貫教育では、併設型・連携型ともに、校長は個々の学校におり、組織体制は独立した学校経営がなされていた。併設型において学校運営協議会の合同設置や校長など併任している場合もあるが、組織上独立した小学校・中学校が一貫した教育を施す場合、小学校と中学校の教員間で児童・生徒観や指導観にギャップが生じている場合もあった。義務教育学校の教員は原則として小学校・中学校の免許を併用する必要があり、教育課程としては独自の教科の設定や指導内容の移行ができる併設型の小中学校と異なり、教員は小中どちらの専門性も有していることとなる。現行法上では、義務教育学校の教員は、小学校と中学校の教員免許状の両方を有する者と規定されているが、当分の間は小学

校・中学校の教諭の免許状を有する者がそれぞれ前期課程・後期課程の教員となることができるとしている。上記にも示したように、品川区では小中一貫教育を区全体で進めており、「品川区小中一貫要領」を定めている。品川区では、2016（平成18）年度から小中一貫教育を進めており、2015（平成27）年度までは施設一体型小中一貫校（小学校＋中学校）を2016（平成28）年度からは義務教育学校とした。日野学園<sup>18)</sup>によると、1年生から9年生までの総授業時間数が新学習指導要領で8,690時間、品川区小中一貫要領では9,030時間に対して、日野学園で9,865時間と時間的にゆとりのある授業時数の設定になっている。また、5年生からは50分授業と教科担任制を取り入れることで、時間的ゆとりと児童・生徒にとって精神的ゆとりを生み出していると推察できる。

また、具体的な教育課程をみていくと、北海道の斜里町立知床ウトロ学校<sup>19)</sup>では、生活科及び総合的な学習の時間において「知床」をテーマに教育を行うことが可能なカリキュラム編成となっている。ふるさと知床学習として自然環境とふるさと町づくり（地域経済・産業・伝統・文化）、未来探求型学習（キャリア教育）として職業・勤労、情報学習を教科横断的（国語・道徳・生活科・道徳・特活・理科・社会・技術・家庭科に対応）に系統だった計画表の作成により、9年間を見通したカリキュラム編成を行っている。各学年に大テーマを設定し、課題を示している。また、段階的に教科担任制を導入し、4-3-2のブロック制を導入している。茨城県笠間市<sup>20)</sup>では、南学園義務教育学校として9年間を通した英語教育の充実が企図されている。特に、早期学習により聞く力・話す力を向上させることを目的としている。また、1年～5年を元小学校、6年～9年を元中学校の校舎となる施設分離型の義務教育学校である。

広島県府中市<sup>21)</sup>では、小中一貫教育を推進させており、その中で2校の義務教育学校を設置している。府中市立府中学園は9年間のうち1年から4年を学級担任制、5・6年を教科担任と学級担任制、7年から9年を教科担任制に対応して、1年から3年を総合教室型（小コーナーの活用）、3年～6年をオープンスペース型（広がる学習環境）、7年から9年には教科教室型（教科センター方式）を導入している。

栃木県小山市<sup>22,23)</sup>では絹義務教育学校が設置されている。9年間の学年の区切りを1年～4年（基礎・基本期）、5年～7年（習熟・接続期）、8・9年（充実・発展期）として、教員が連携して指導に当たることになっている。また、上記の区切りに合わせて東校舎と西校舎に分けている。小山市では、「小山市小中一貫教育推進基本計画（平成29年度から平成33年

度）」を設け、「学びや育ちを『つなぎ』、指導を『そろえ』、みんなが『つどう』小山市の小中一貫教育」を進めている。9年間を見通した特色あるカリキュラムの編成や、ふるさと学習や防災教育のカリキュラム作成、英語教育の充実、中学校区内の小中、小中連携交流が進められている。

2019（平成30）年に開設される福島県郡山市の西田学園では、学校の基本構想として「『21世紀をリードする人材を育てる「オープンカリキュラム」による学び創造学園構想《全国トップレベルの教育水準を目指した西田地区小中一貫教育》－一人一人の学びを最大限に生かす先進的な教育システムの導入－」が掲げられており、加えて、コミュニティスクール制度を活用した地域を基盤とした教育活動支援体制の充実を目指している。市の説明による「オープンカリキュラム」とは、「学級の枠を超えた学習活動や学年の枠を超えた学習活動ができる機会」としており、学級の枠を超えた学習活動とは、児童生徒と十分相談した上で、学習したい内容（習熟度）のコースを決め、個々の学びを重視しつつ、小集団などでの様々な学びのスタイルに合わせて課題に取り組む学習活動のことをいう（例：じっくりコース、実戦コース、発展コースなど）。次に学年の枠を超えた学習活動とは、未学習分野を自分の力で学習するような「先取り学習」や既学習分野であるが、自信のないところをもう一度復習するような「学び直し学習」などを示している。この他、発達段階に応じた教科担任制や食育を取り入れた教育活動が予定されている。

#### 4.3 一体的なカリキュラムを編成する小中一貫教育

一体的なカリキュラムを編成する小学校・中学校の一貫教育実施件数は2017（平成29）年時点で253件ある。

例えば、横浜市の高田中学校・高田小学校・高田東小学校<sup>24)</sup>は2017（平成29）年より小中一貫教育を強化する「併設型小・中学校」として、市の裁量で独自の教科を設定することが出来るようになった。横浜市では、9年間の義務教育の連続性を意識し、2007（平成19）年度から「横浜型小中一貫教育」を進めている。横浜市では、「横浜版学習指導要領」を通して小中一貫教育を促進してきた<sup>25,26)</sup>。奈良県奈良市<sup>27)</sup>では、2004（平成16）年より小中一貫教育特区の認定を受け、2005（平成17）年には施設一体型小中一貫教育校を開校している。小中一貫教育を充実させるために、外国語と総合「なら」とICTを活用した教育、9年間を見通したカリキュラムの作成、小中教員の連携とともに地域教育協議会と

いった地域との連携がなされている。9年間を見通したカリキュラムでは、4・3・2制に各単元の系統性を確認し、家庭学習に関しても教育課程と連動した取組をしている。

埼玉県は、2014（平成26）年に「小中一貫教育推進ガイド」を設定し、具体的に小学校・中学校の教員でのTT（ティーム・ティーチング）の方法例等を明示している。特に、9年間を見通したカリキュラムの編成のためには、重点目標の実現に目指した系統性のある学習、小中学校が相互に指導目標や学習内容を理解することに加え、配慮事項や単元導入の工夫等の指導の工夫や評価方法をつなぐ工夫の必要性を示している<sup>28,29)</sup>。東京都三鷹市では、地方教育行政法（第47条の6）に基づくコミュニティスクール制度を活用し、小中一貫教育を推進しており、小中一貫教育校において各教科のカリキュラムの概要を示している<sup>30)</sup>。また、これまでは小中一貫教育を推進するために研究開発学校制度や教育課程特例校制度を活用してきた。例えば、総合的な学習の時間や教科の時数を削減し、学校や地域の特性を生かした新しい教科（例：「市民科」「コミュニケーション科」「言語科」）を設置したり、指導内容を小・中学校間、学年間で入れ替えたり、移行する工夫がなされてきた。

## 5. まとめ

2つの事例を比較して、今後の展望について述べる。今回の検討では、義務教育学校が設置された時点での義務教育学校9年間を見通した新たなカリキュラム編成について焦点を当てた。

リサーチクエスションの答えとして、1点目は、義務教育学校のカリキュラムが、小中一貫教育のカリキュラムよりもカリキュラムマネジメントの視点において一貫・統一されているのではないかという点については、これまでも独自の小中一貫教育を行ってきた品川区にとっては、今までの延長線上の取組みであり、明確に小中一貫教育と義務教育学校でカリキュラム編成が異なる訳ではなかった。しかし、小学校と中学校が別々の教員組織である小中一貫教育と比して、義務教育学校は1つの教員組織体制を構築していることに焦点を当てると、学校経営学的観点、そして教員のキャリア形成においては、小学校と中学校の両者を併せ持った視点を意識づけることは教員が児童・生徒の指導方法に感じるギャップは今後、埋めることができるのではないかと予測できる。実際に、小中一貫教育の場合は、小学校教員がどのような指導をしているのか、中学校教員の専門的指導方法を互いに理解するために、合

同研修会を行って、意見交換を通じ、学力観や授業観を一致させ、系統性の担保を図ろうとしている。特に「教科担任制」を取り入れるのであれば、小学校教員と中学校教員の合同研修が必至である。しかし、小学校と中学校の物理的な距離が離れていること、校長の学校マネジメント観に相違があること、物理的な距離に対する時間的制約等も挙げられる。一方で、義務教育学校の場合は、距離的・時間的な制約は小中一貫教育の場合よりも少なく、また、校長による学校経営マネジメント（特に、カリキュラムマネジメント）と一貫して取り組むことができる。

2点目としては、義務教育学校のカリキュラムを構成する際に、現状の小学校・中学校の学習指導要領を準拠することによって、義務教育学校独自のカリキュラム構成が難しくなっているのではないかという点についても、独自の「一貫した学習指導要領」を作成することで、これまでの6・3制の枠組みを超えた柔軟な4・3・2制や3・3・3制等の視点を導入することができる。ただし、独自の学習指導要領を作成している自治体が大規模自治体であることから、中核市など自治体規模レベルでの差異を見る必要がある<sup>31-33)</sup>。

以上の2点を明らかにすることで、義務教育学校導入による今後の義務教育段階でのカリキュラム構成への展望を明らかにした。義務教育学校として法整備されたことにより、教育課程としては弾力的に運用できるようになった。それだけに、小学校の先生と中学校の先生といった意識の差や9年間を見通した一貫したカリキュラム編成、カリキュラムマネジメントの重要性がより必要となる。

同時に、「地域」という視点から見ると、小学校・中学校ともに「地元」の学校であり、コミュニティスクールの導入や学校評価の中でも関係者評価の視点、中学校区を前提とした「共同実施」など、地元の小中が一緒になって活動・教育現場に携わる機会は今後より増えていくであろう。

最後に、カリキュラムマネジメントへの展望について触れておく。天笠と合田<sup>13)</sup>によると、カリキュラムマネジメントは、①PDCAサイクルを回すこと、学校教育目標を実現するために教育課程を編成し、その教育課程を計画・実施・評価すること、②教育内容を相互に関連づけ、横断する（例を挙げると、総合的な学習の時間の組み立てに対し、教科と教科の基本を学習して、課題意識を発展させ展開させる）、③ここに捉えられがちな教育内容と条件整備を一体として扱う発想である。

以上、今回の論文は公表されている資料を元に比較した結果にすぎない。実際に義務教育学校1つ1つ

の実施されたカリキュラムに関する構成を具体的に明らかにし、その全体像を解明するためには多くの課題が残っている。実際に、義務教育学校として成

立して卒業生を出した時点において、高等学校等の進学時に課題が生じないのか等の今後の継続的な研究が必要である。

#### 注

- †1) 小中一貫教育全国連絡協議会<sup>9)</sup>の結果を参照に記述したものである。  
 †2) 西川と牛瀧<sup>10)</sup>にこれまでの小中一貫教育についての考え方が記載されている。  
 †3) 天笠と合田<sup>34)</sup>にカリキュラムマネジメントの視点がある。

#### 文 献

- 1) 中央教育審議会：義務教育に係る諸制度の在り方について一初等中等教育分働会の審議のまとめ一。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05082301.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05082301.htm), 2005. (2017.12.16 確認)
- 2) 教育改革国民会議：教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html>, 2000. (2017.12.16 確認)
- 3) 中央教育審議会：新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/030301.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/030301.htm), 2003. (2017.12.16 確認)
- 4) 中央教育審議会：新しい義務教育を創造する。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1212703.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1212703.htm), 2005. (2017.12.16 確認)
- 5) 中央教育審議会：幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/==icsFiles/afiefieldfile/2009/05/12/1216828\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/==icsFiles/afiefieldfile/2009/05/12/1216828_1.pdf), 2008. (2017.12.16 確認)
- 6) 中央教育審議会：教育振興基本計画について—『教育立国』の実現に向けて—。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/08042205.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/08042205.htm), 2008. (2017.12.16 確認)
- 7) 経済同友会：18歳までに社会人としての基礎を学ぶ—大切な将来世代の育成に向けて大学への期待と企業がなすべきこと—。  
<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2008/090202a.html>, 2009. (2017.9.20 確認)
- 8) 自由民主党政務調査会文教制度調査会・義務教育特別委員会：国家戦略としての教育改革—義務教育重視の国づくり(中間報告)一。自由民主党, 東京, 2005.
- 9) 小中一貫教育全国連絡協議会：小中一貫教育全国実施状況調査 平成27年度集計結果。  
<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/ct/other000067600/h27kekkashochuikkankyoikuzenkoku.pdf>, 2017. (2017.9.20 確認)
- 10) 西川信廣, 牛瀧文宏：小中一貫(連携)教育の理論と方法—教育学と数学の観点から—。ナカニシヤ出版, 京都, 2011.
- 11) 品川区教育委員会：品川区立義務教育学校を設置します。  
<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000027200/hpg000027156.htm>, 2015. (2017.11.7 確認)
- 12) 品川区教育委員会：品川区の教育 品川教育ルネサンス。  
<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000029500/hpg000029433.htm>, 2017. (2017.11.7 確認)
- 13) 京都教育大学附属京都小中学校：小中一貫教育。  
<http://www.fuzokukyoto.jp/>, 2017. (2017.9.29 確認)
- 14) 多久市：義務教育学校(小中一貫教育)。  
<https://www.city.taku.lg.jp/main/7.html>, 2017. (2017.9.29 確認)
- 15) 岩手県大槌町：城山の風。  
<http://www.town.otsuchi.iwate.jp/gyosei/docs/2012021500047/>, 2015. (2017.9.29 確認)
- 16) 山形県新庄市立萩野学園：カリキュラム。  
<http://www.city-shinjo.ed.jp/55hagino-j/>, 2017. (2017.9.29 確認)
- 17) 福島県郡山市教育委員会：小中学校。  
<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/kyoiku/kyoiku/inkai/index.html>, 2016. (2017.9.29 確認)
- 18) 日野学園：教育目標。  
<http://school.cts.ne.jp/hinogaku/>, 2012. (2017.9.29 確認)
- 19) 斜里町立知床ウトロ学校：ウトロビジョン。  
<http://119.245.152.183/htdocs/htdocs/>, 2017. (2017.9.29 確認)
- 20) 笠間市教育委員会：笠間市立みなみ学園義務教育学校。

- <http://www.ed.city.kasama.ibaraki.jp/kyoiku/school/list.html>, 2010. (2017.11.7確認)
- 21) 府中市教育委員会：府中市が進める小中一貫教育。  
<https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kyoiku/ikkan/gaiyo/index.html>, 2017. (2017.11.7確認)
- 22) 小山市教育委員会：小山市立絹義務教育学校基本計画。  
<https://www.city.oyama.tochigi.jp/kyoikuiinkai/sosikitosigoto/sosikiitiran/kyouikusoumuka/syoutyuuiikkankyouiku.html>, 2016. (2017.11.7確認)
- 23) 小山市教育委員会：小山市小中一貫教育推進基本計画。  
<https://www.city.oyama.tochigi.jp/kyoikuiinkai/sosikitosigoto/sosikiitiran/kyouikusoumuka/syoutyuuiikkankyouiku.html>, 2017. (2017.11.7確認)
- 24) 横浜市立高田東小学校：小中一貫教育全体構造計画図。  
<http://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/es/takatahigashi/index.cfm/1,0,43,177,html>, 2017. (2017.9.29 確認)
- 25) 横浜市教育委員会：横浜版学習指導要領。  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/plan-hoshin/youryou.html>, 1999. (2017.9.29確認)
- 26) 横浜市教育委員会：「横浜型小中一貫教育」の推進—小中一貫カリキュラムの推進—。  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/kyoikukatei/ikkan/>, 1999. (2017.9.29確認)
- 27) 奈良市：小中一貫教育が成果をあげるためには—奈良市の小中一貫教育—。  
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1434507869508/index.html>, 2012. (2017.9.28確認)
- 28) 埼玉県教育委員会：小中一貫教育推進ガイド。  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2214/syocuyuixtukann.html>, 2014. (2017.10.28確認)
- 29) 深谷市教育委員会：平成24年・25年度埼玉県教育委員会委嘱小中一貫教育カリキュラム深谷モデル全体計画&年間指導計画。深谷市教育委員会，埼玉県，2014。
- 30) 三鷹市教育委員会：小・中一貫教育校構想。  
[http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c\\_categories/index03004006.html](http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_categories/index03004006.html), 2009. (2017.10.28確認)
- 31) 大桃敏行，押田貴久：教育現場に改革をもたらす自治体発カリキュラム改革。1版，学事出版，東京，2014。
- 32) 文部科学省：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引。  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afiefieldfile/2017/01/05/1369749\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afiefieldfile/2017/01/05/1369749_1.pdf), 2016. (2017.12.16 確認)
- 33) 小中一貫教育基本構想検討委員会：宇治市における小中一貫教育の方向性（小中一貫教育基本構想検討委員会審議のまとめ）—学校が変わり，地域が変わり，そして，子どもたちが光輝く小中一貫教育—。  
<http://www.uji.ed.jp/2006/matome17.pdf>, 2006. (2017.12.16 確認)
- 34) 天笠茂，合田哲雄：対談 なぜ，カリキュラムマネジメントが必要なのか。教職研修，43(10)，18-23，2015。

(平成30年1月17日受理)

A Study on the Form, Operation and Curriculum of  
Integrated Elementary and Secondary Education  
: Focusing on the Founding Period of Compulsory Education School

Maho TANAKA and Kunitomo SAKUMA

(Accepted Jan. 17, 2018)

**Key words** : Elementary and middle school education, course of study, curriculum management,  
Compulsory education school

**Abstract**

This paper focuses on the compulsory education school, which was a system change to make the school education system more diversified and flexible. The curriculum of integrated elementary and junior high school education and the curriculum of compulsory education schools established since fiscal 2016 were compared. As a result, as the compulsory education school law was improved, it became possible to operate flexibly as a curriculum. It is not that the curriculum of compulsory education schools is less consistent and unified than the curriculum of consistent elementary and junior high school education, but clearly the curriculum organization at the elementary and lower secondary level education and the compulsory education school is not dissimilar. However, since compulsory education schools have established a single faculty organization system, we predict that the gap that teachers felt in teaching methods for children and students can be eliminated.

Correspondence to : Maho TANAKA

Department of Health and Sports Science  
Faculty of Health Science and Technology  
Kawasaki University of Medical Welfare  
Kurashiki, 701-0193, Japan

E-mail : [mahotanaka@mw.kawasaki-m.ac.jp](mailto:mahotanaka@mw.kawasaki-m.ac.jp)

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.27, No.2, 2018 359 – 367)

